

2020年10月20日

図書館関係の権利制限規定の在り方に関する

ワーキングチーム 上野 達弘様

学校図書館問題研究会

代表 狩野 ゆき

著作権法第31条における「図書館等」に学校図書館を加えることで
対応できる事例について

日頃より学校図書館の発展のためにご尽力を賜り感謝申し上げます。

先日は「著作権法第31条における「図書館等」に学校図書館を加えることについて（要望）」をお受け取りいただき、ありがとうございました。

今回、要望書に挙げました各項目について、該当する事例を現場の会員から聞き取り調査し、下記にまとめました。期間が短いため多くはありませんが、全国の学校図書館で起こりうる代表的な例が挙がっております。

資料としてお送りいたしますので、現場の様子をご理解いただく一助にいただければ幸いです。

事例のまとめ

○授業には該当しない、児童生徒自身の興味関心による読書や調査。

- ・授業や部活動に関連のないコンテストやコンクール（大学主催のもの等）に出すレポート作品を作成するための資料コピーの依頼。
- ・美術大学を進学希望している生徒が、予備校の課題のために牧溪の水墨画を調べた際、該当資料が複数にまたがり、かつ非常に大きく持運びに適さないことが判明した。
- ・進学予定の大学から課された課題レポートを作成するために必要な資料のコピー。
- ・趣味や習い事、料理・お菓子作りレシピ、図鑑での調べもの等の資料コピーの依頼。
- ・生徒から自分が載った新聞記事のコピーを依頼された。（進路等に関係なく欲しいという場合）。自分の興味・関心のある新聞、雑誌記事のコピー依頼は潜在的にある。

○教職員の研究活動や授業に関わらない情報収集

- ・事務職員による研究のための複写。学校事務上での法的解釈・先行事例等を研究するため、学校事務の法律相談のような資料を複写したい場合、学校の運営上は有意義な活動

だが、明らかに「授業活動の一環」とはみなせない（この場合は業務上の使用に当たるので、30条での私的複製もできないと思われる）。

- ・教職員から教育関連新聞記事のコピーの依頼。
- ・教職員が事典の編集の仕事を受けたので、そのために必要な資料のコピー。

○学校図書館も絶版等で入手困難な資料や貴重な資料を所蔵しており、それらを保存したり、他の図書館等へ提供したりするために複製することができる。

- ・学校図書館が第31条対象の図書館となれば、著作権の取り扱いが不明確な過去の学校刊行物や地域資料等を、著作権者の許諾なしでも複写して保存することができる。特に学校図書館は保存環境が好ましくない場合が多く、資料の痛みも早いためこの規定が有用な場合は多いと思われる。
- ・「今住んでいる近くの公共図書館にはないもので、この学校で見たことがある資料をコピーさせて欲しい」とOBから依頼があった。該当資料は貴重書であり、校外には貸出していない。
- ・生徒や職員が作成した学校独自の資料の複写の問い合わせがあった時。

○学校図書館においても、国立国会図書館により自動公衆送信されたデジタル資料を印刷して提供することができる。

- ・教員の研究で、李鴻章が日清講和条約で来日したとき箱根に来ていると聞いたが、あり得ないので調べたい。その当時の伊藤博文の日記を入手できるか？ というレファレンスに、国会図書館にある資料にヒントがあったが自動公衆送信のデジタル資料の印刷はできなかった。
- ・日中戦争当時の中国の地図を見たいという依頼があった。国立国会図書館にデータがあり閲覧はできたが、印刷して提供はできなかった。

以上

学校図書館問題研究会

(E-mail) info@gakutoken.net

(URL) <http://gakutoken.net/>

事務局 林 貴子